

第 1 回 住宅騒音防止対策補助制度に係る検討委員会 「今後の検討課題の抽出・整理」

日時：令和8年10月5日

1. 現状特性の把握

住宅防音工事補助制度の現状及び課題

過年度調査の概要、参考文献、建具更新制度の必要性の整理

2. 課題の抽出整理

- ① 助成対象住宅や助成単位の設定
- ② 助成率の設定
- ③ 採択判断における基準の設定
- ④ 助成対象住宅の現状把握方法（防音工事实施済建物の残存率・空室率・劣化状況）

- 建具更新の助成事例を確認し、制度設計に向けた検討ケースを整理。
- 防音建具更新助成制度設計の考え方等について、本日ご意見をいただく。

将来の申請件数の推計

将来の助成対象住宅の申請件数を、建物の残存率、空室率、劣化状況を加味し推計

概算事業費

防音建具更新助成制度の概算事業費を今後10年度別に算出

3. 防音建具更新助成制度案

- ① 助成対象の範囲
- ② 助成対象の工事範囲
- ③ 助成額の算定方式
- ④ 助成金交付手続き方法

今後の検討課題の抽出・整理

○防音建具更新の助成事例

	助成事例① (防衛省)	助成事例② (成田空港周辺地域共生財団)	助成事例③ (新千歳空港周辺環境整備財団)
1) 助成制度の概要			
制度名称 (制度開始年度)	防音建具機能復旧工事 (平成11年度)	防音サッシ部品交換工事 (平成9年度) 防音サッシ本体交換工事 (平成24年度)	防音建具機能復旧工事 (平成27年度)
基本的な考え方	防音サッシ (住宅防音工事を実施) の機能復旧	サッシ部品交換を優先し、改善困難な場合、サッシ本体交換を実施	防音サッシ (住宅防音工事を実施) の機能復旧 (基本的には防衛省に準拠)
2) 対象物件・建具及び工事内容			
対象住宅	・第1種区域内において防衛省の住宅防音工事を実施した住宅	・第1種区域内において、成田国際空港株式会社、関係市町又は共生財団の助成による防音工事を実施した住宅	・平成6年の24時間運用 (6枠対策) に伴い定められた区域内において住宅防音工事を実施した住宅
対象建具	・住宅防音工事で設置された防音サッシ ・室内の戸襖、襖、ガラス戸等は対象外	・防音サッシ及び内窓が対象 ・部品交換で改善できない場合は本体交換を実施	・住宅防音工事で設置された防音サッシ ・室内の戸襖、襖、ガラス戸等は対象外
更新方法	・防音サッシの交換 (撤去・新設)	・部品交換で改善困難な場合、本体交換 (工法は設計者の判断)	・防音サッシの交換 (撤去・新設) 又は内窓設置
3) 助成率及び住民負担割合			
助成方式	・助成率100/100。 ・工事費、設計監理費が助成対象	・部品交換は工事費の95%を助成 ・本体交換は工事費・設計監理費の95%を助成	・助成率100/100。 ・工事費、設計監理費、手続代行等業務費が助成対象
4) 助成制度申請・手続き方法			
申請の流れ	交付申込書提出 → 現地調査 → 内定通知 → 補助金交付申請 → 交付決定通知	書類提出 → メーカー判定 → 判定通知 → 設計監理業者へ連絡 → 助成金交付申請 → 財団の審査 → 交付決定通知	意向調査票提出 → 現地調査 → 予定通知 → 助成申込 → 内定通知 → 設計図書等の事前審査 → 助成金交付申請 → 交付決定通知
契約手続	交付決定後、申請者が設計監理業者及び施工業者を選定し、契約を締結	申請者が設計監理業者及び施工業者を選定し、交付決定通知受領後に契約を締結	交付決定後、申請者が設計監理業者及び施工業者を登録業者リストの中から選定し、契約を締結
主な留意事項 (ヒアリング結果)	設計監理業者からの意見を踏まえた設計監理費における下限値を設定	メーカー判定を行う指定代理店が限定され、依頼が集中する場合がある 特定の設計監理業者に委託が集中する	設計監理・施工業者を財団で登録しており、申請者は登録業者リストの中から業者を選定

○制度設計に向けた検討ケース

検討項目	検討ケース	メリット	主な課題点	適用助成事例		
				防衛省	成田空港	千歳市・苫小牧市
1) 助成対象・単位	ケース1 防音工事を実施した住宅の全建具を対象	・1度の申請・工事で住宅内全ての防音建具の更新が可能となる ・防音工事の際に設置された全ての防音建具が対象となるため、申請者の煩雑さ等が軽減される	・補助事業者の財政負担が増加する恐れがある ・世帯数の変化等、申請者のライフスタイルの変化によらずすべての防音建具の交換が行われるため、自由度がない ・全ての防音建具が一括申請となるため、工事期間の長期化が懸念される	—	—	○
	ケース2 防音工事を実施した住宅の居室毎の建具を対象	・世帯数の変化等、申請者のライフスタイルの変化に応じて個別（居室単位）の申請が可能となり、申請時の自由度が高い ・個別の申請となるため、工事期間は短くなる	・住宅内において更新対象とする居室を明確にして、申請する必要がある	—	—	—
	ケース3 防音工事を実施した住宅の建具（窓単位）を対象	・劣化状況に応じた柔軟な更新判断が可能 ・個別の申請となるため、工事期間は短くなる	・窓単位で更新可否を明確にして、申請する必要がある	○	○	—
2) 採択判断基準	ケース1 経過年数のみ	・住宅防音工事実施後の経過年数に基づき対象住宅を抽出できるため、採択判断が容易 ・計画的な更新工事が可能であり、年度ごとの対象件数や事業規模を把握しやすい	・経過年数を超えた住宅が一律に対象となるため、機能低下の程度によらず、採択対象となる	—	—	○
	ケース2 経過年数＋機能低下	・経過年数だけではなく、劣化状況や機能低下を確認することで更新判断を明確にすることが可能	・機能低下を判断するための専門的知見及び判断基準が必要 ・現地確認の際に職員等の判定に差が生じる可能性がある	○	—	—
	ケース3 部品交換の可否を判断し、不可の場合は本体交換	・劣化状況に応じた部品交換ができるなど、柔軟な建具更新が可能 ・部品交換による機能復旧が可能となるため、補助事業者及び申請者の財政的(経済的)負担の軽減が期待できる	・部品交換の可否を判断するための専門的知見及び判断基準が必要 ・現地確認の際に職員等の判定に差が生じる可能性がある ・部品交換の判断となるため、建具メーカーの協力が必要	—	○	—

○：適用助成事例が検討ケースに該当する場合

—：適用助成事例が検討ケースに該当しない場合

○制度設計に向けた検討ケース

検討項目	検討ケース	メリット	主な課題点	適用助成事例		
				防衛省	成田空港	千歳市・苫小牧市
3) 対象経費・助成率	ケース1 全額助成（工事費＋設計監理費） ※限度額設定あり	・対象経費を全額助成することで、申請者の自己負担がない	・補助事業者の財政的負担が大きくなる ・設計監理費が安価となる場合があり、設計監理業者の減少等につながる恐れがある ・限度額の設定の考え方の整理が必要	△※	—	○
	ケース2 助成率の設定（限度額無し）	・補助事業者の財政負担が軽減される ・設計監理費に上限額がないため、設計監理業者の減少の抑制が期待できる	・申請者の自己負担が生じる ・助成率の考え方の整理が必要	—	—	—
	ケース3 助成率の設定（限度額あり）	・補助事業者の財政負担が軽減される	・申請者の自己負担が生じる ・助成率・限度額の考え方の整理が必要 ・設計監理費が安価となる場合があり、設計監理業者の減少等につながる恐れがある	—	○	—
4) 現状把握・更新判定	ケース1 職員による現地確認	・専門業者等との調整を行わずに現状把握及び更新判定が可能	・職員負担が増加する ・統一した判断ができないため、更新判定に知見を有する職員が必要 ・判断するための統一した判断基準が必要	—	—	—
	ケース2 職員及び専門業者等による現地確認	・専門業者が同行するため、専門業者の知見を活かした適切な判断が可能	・職員負担が増加する ・現地確認を行うための専門業者等との日程等の調整を行う必要がある ・専門業者等の現地確認に要する費用等の負担の考え方の整理が必要	—	—	○
	ケース3 専門業者等による現地確認	・職員の負担軽減が可能 ・専門業者等の知見を活かした適切な判断が可能	・専門業者等の現地確認に要する費用等の負担の考え方の整理が必要	○	○	—

○：適用助成事例が検討ケースに該当する場合

—：適用助成事例が検討ケースに該当しない場合

※：工事費の限度額は無し、設計監理費は工事費に対する助成率により限度額を設定（下限額あり）